

D219

298

令和 7 年 9 月 26 日

三重県知事 一見 勝之様

四日市市東坂部町 86 番地 1

医療法人 崇 尚 会

理事長 吉峰 順子

決 算 届

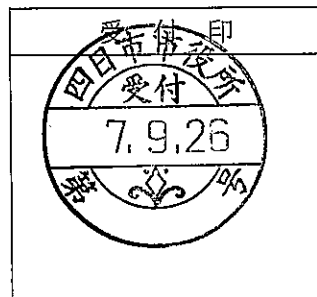
令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本（各 1 部）をして提出してください。
（医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 6 月 1 日 至 年令和 7 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 崇尚会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市東坂部町 86 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 27 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 7 月 21 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 崇尚 会 よしみね 内科・胃腸科	2410205856	三重県四日市市東坂部 町 86 番地 1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 7 月 19 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 5 月 22 日 社員総会に於いて、令和 7 年度の予算案の決定

様式 2

法人名 医療法人崇尚会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市東坂部町86番地1

財 産 目 録
(令和 7年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	176,388 千円
2. 負 債 額	16,326 千円
3. 純 資 産 額	160,062 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,031
B 固 定 資 産	121,357
C 資 産 合 計 (A + B)	176,388
D 負 債 合 計	16,326
E 純 資 産 (C - D)	160,062

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 崇尚会

※医療法人整理番号

所在地 四日市市東坂部町 8 6 番地1

貸 借 対 照 表

(令和 7年 5月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,031	I 流 動 負 債	16,326
II 固 定 資 産	121,357	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	35,441	負 債 合 計	16,326
2 無 形 固 定 資 産	224	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	85,692	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	150,062
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	160,062
資 産 合 計	176,388	負 債 ・ 純 資 産 合 計	176,388

法人名 医療法人 崇尚会 ※医療法人整理番号

所在地 四日市市東坂部町86番地1

損 益 計 算 書

(自 令和6年 6月 1日 至 令和7年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	162,047
2 事業費用	168,178
本来業務事業損失	6,130
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	6,130
II 事業外収益	5,995
III 事業外費用	
経常損失	135
IV 特別利益	0
V 特別損失	12
税引前当期純損失	147
法人税等	
当期純損失	147

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 崇 尚 会
理事長 吉峰 順子 殿

私は、医療法人 崇尚会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 7 月 18 日

医療法人 崇尚会
監事 吉峰 修時